

平成12年10月6日
預金保険機構
理事長 松田昇

理事長談話

(幸福銀行の営業譲渡契約締結について)

幸福銀行（平成11年5月22日に管理を命ずる処分）の営業譲渡については、同行の金融整理管財人である当預金保険機構、海原旦（うなばら のぼる）公認会計士、栗原良扶（くりはら よしお）弁護士の3者において、平成12年5月18日付でAsia Recovery Fund L.P.（米国デラウェア州に本拠を置き、米ロスチャイルド社と提携関係にある投資ファンド）との間で締結した基本合意に基づき、同ファンドとの間において、最終的な営業譲渡契約の締結に向け、慎重に協議を重ねてきたところである。

その結果、本日、同行金融整理管財人は、金融再生委員会の了解を得て、Asia Recovery Fund L.P. が中心となって組成された日本インベストメントパートナーズの下に設立された関西さわやか株式会社との間で、同行を同会社に平成13年2月26日付で営業譲渡する旨の営業譲渡契約を締結するに至った。今後、関西さわやか株式会社は、幸福銀行を譲り受けるために銀行免許申請の手続き等を進めることとなる。

当機構としては、ひきつづき金融整理管財人の立場から、他の金融整理管財人ともよく協力して、受皿への営業譲渡が円滑に実施されるよう努めるとともに、資金援助等を行なう立場からも、一連の手続きが着実に進捗するよう万全を期して参りたい。